

群馬県立女子大学大学院文学研究科入学前の既修得単位等の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号）第14条に規定する入学前の既修得単位等の認定に関し、群馬県立女子大学大学院文学研究科（以下「本研究科」という。）において必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 本研究科の入学者又は在學生で入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 学業成績証明書
- (3) 授業内容、単位の算定基準、学修の評価基準等単位認定のために必要となる資料
- (4) 外国の教育機関において修得した単位の認定を受けようとする場合は、前2号の邦文訳

(単位認定)

第3条 入学前の既修得単位の認定は、文学研究科教務委員会の審査に基づき、文学研究科委員会が行う。

なお、必要があると認めるときは、関係授業科目の担当教員に意見を聴くことができる。

- 2 入学前の既修得単位の認定は、原則として以下のとおり行う。
 - (1) 入学前の既修得単位に係る授業科目の内容を考慮し、本研究科において群馬県立女子大学大学院文学研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程（以下「履修規程」という。）第3条に定める授業科目（以下「本研究科科目」という。）の履修により修得したものとみなす。
 - (2) 入学前の既修得単位は、履修規程第2条各号の規定により計算し、前号の本研究科科目の単位とする。
 - (3) 第1号の本研究科科目に係る成績評価は、入学前の既修得単位を修得した教育機関の評価を基に、履修規程第7条及び第8条の規定に基づき判定する。
- 3 第1項により本研究科において認定された授業科目に関する事項の学籍簿への記載は、当該授業科目名に◇印を付けるものとする。

(通知)

第4条 単位認定の結果は、修得単位認定通知書（別記様式第2号）により当該学生に通知する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、研究科教務委員会に諮り、研究科委員会の議を経て、学長が

行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学大学院文学研究科入学前の既修得単位等の認定に関する規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。